

大阪府後期高齢者医療広域連合会計年度任用職員就業等規則をここに公布する。

令和2年3月31日

大阪府後期高齢者医療広域連合長 野田 義和

大阪府後期高齢者医療広域連合規則第7号

大阪府後期高齢者医療広域連合会計年度任用職員就業等規則 (趣旨)

第1条 この規則は、法令、条例又は他の規則に定めるもののほか、地方公務員法(昭和25年法律第261号)第22条の2第1項第1号に規定する会計年度任用職員(以下「会計年度任用職員」という。)の勤務条件その他就業等に関し必要な事項を定めるものとする。

(任用)

第2条 会計年度任用職員は、競争試験又は選考により広域連合長が任用する。

(任用期間)

第3条 会計年度任用職員の任用期間は、その採用の日から同日の属する会計年度の末日までの期間の範囲内とする。

2 会計年度任用職員の任期が第1項に規定する期間に満たない場合には、勤務実績を考慮した上で、当該期間の範囲内において、その任期を更新することができる。

3 翌年度同一の職務内容の職が引き続き設置される場合、前条第2項の規定にかかわらず、選考として人事評価などを用いた能力実証を前提とし、2回までは再度の任用ができるものとする。

4 会計年度任用職員が公募による選考に合格した場合は、前項に規定する再度の任用回数を超えて再度の任用を行うことができる。

(勤務条件の明示)

第4条 広域連合長は、会計年度任用職員の任用に際しては、文書を交付して報酬、勤務時間その他の勤務条件を明示するものとする。

(勤務時間等)

第5条 会計年度任用職員の勤務時間は、休憩時間を除き、1日につき7時間45分、1週間につき35時間をそれぞれ超えない範囲内で別に定める。

2 前項の規定にかかわらず、広域連合長は、特に勤務することを命ずる必要がある場合には、会計年度任用職員に対し、勤務時間の割振りの変更又は勤務を要しない日の振替をすることがある。

3 第1項の規定にかかわらず、広域連合長は、公務のため臨時又は緊急の必要がある場合には、会計年度任用職員に対し、同項に規定する勤務時間以外の時間に勤務すること（以下「時間外勤務」という。）を命ずることがある。

4 前項の規定により時間外勤務を命ずる場合の時間及び月数の上限に関する事項については、大阪府後期高齢者医療広域連合職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例（平成19年大阪府後期高齢者医療広域連合条例第9号。以下「勤務時間条例」という。）に定める常勤の職員の例による。

（休憩時間）

第6条 会計年度任用職員の休憩時間は、原則として、1日の勤務時間が6時間を超える場合においては45分とし、8時間を超える場合においては1時間とする。

（育児又は介護を行う職員の深夜勤務及び時間外勤務の制限）

第7条 育児又は介護を行う会計年度任用職員の深夜勤務（午後10時から翌日の午前5時までの間に勤務することをいう。）及び時間外勤務の制限については、勤務時間条例に定める常勤の職員の例による。

（始業の時刻等）

第8条 会計年度任用職員の始業及び終業の時刻並びに休憩時間は、午前9時から午後5時30分までの間で、第5条第1項に定める勤務時間の範囲内で別に定める。

（休日）

第9条 会計年度任用職員の休日は、勤務を要しない日として別に定める。

（出勤管理等）

第10条 所属の長（以下「所属長」という。）は、会計年度任用職員の勤務状況等を常に把握するとともに、適切な管理及び指導に当たらなければならない。

（休暇の種類）

第11条 会計年度任用職員の休暇は、年次休暇及び特別休暇とする。

（年次休暇）

第12条 会計年度任用職員のうち、6月を超える期間の定めにより勤務する者の年次休暇は、定められた任用期間につき別表第1に掲げる日数とする。

2 前項の年次休暇の付与日は、5月1日及び10月1日とし、5月1日においては、任用の日から付与日の前日までにおける勤務日の日数の8割以上の日に出勤（以下この項において「任用日からの8割以上の勤務」という。）をした場合に限り、別表第1に掲げる休暇日数に5分の1を乗じた日数（1日未満は切り上げた日数）を付与し、10月1日においては、任用日からの8割以上の勤務をした場合に限り、別表第1に掲げる休暇日数から5月1日に付与し

た日数を除いた日数を付与する。ただし、年度の途中で任用された者の年次休暇の付与日は、任用の日に応じて別に定める。

- 3 会計年度任用職員のうち、6月を超える期間の定めにより勤務する者が、任用の日から1年（年度の途中で任用された会計年度任用職員の6月を超え1年未満の勤務期間は、1年とみなす。）以上継続して勤務し、前年度の1年間の勤務日の日数の8割以上の日に出勤（この条及び次条の規定に基づく休暇並びに第14条の規定に基づく育児休業に係る日については、出勤したものとみなす。）をした場合における当該会計年度任用職員の年次休暇は、前項の規定にかかわらず、別表第2に掲げる日数とする。
- 4 1週間当たりの勤務時間が30時間以上である会計年度任用職員に対する第1項及び前項の規定の適用については、当該会計年度任用職員の1週間当たりの勤務日の日数にかかわらず、当該1週間当たりの勤務日の日数が5日以上あるものとみなし、別表第1又は別表第2に掲げる休暇日数に、その者の1週間当たりの勤務時間を35時間で除した数を乗じて得た日数（1日未満は切り上げた日数）を休暇日数とする。
- 5 年次休暇は、1日を単位として与える。ただし、会計年度任用職員から要求があった場合は、15分を単位として与えることができる。
- 6 年次休暇の日数の計算は、会計年度による。
- 7 年次休暇（この項の規定により繰り越されたものを除く。）は、当該年度の翌年度に繰り越すことができる。

（特別休暇）

- 第13条 会計年度任用職員のうち、1週間当たりの勤務時間が30時間以上又は1週間当たりの勤務日の日数が5日以上で、かつ、2月を超える期間の定めにより勤務する者に対し、有給又は無給の特別休暇を与えることができる。
- 2 有給の特別休暇は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める期間とする。なお、前項の規定にかかわらず、第7号及び第10号の規定は、1週間当たりの勤務時間を基準として月額により報酬を定める会計年度任用職員（あらかじめこれらの規定に定める日を特に勤務を要する日として指定されている者を除く。）のみに適用する。
 - (1) 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号）第33条の規定による交通の制限又は遮断により勤務することができない場合 必要と認める日又は時間
 - (2) 天災その他の非常災害又は交通機関の事故等により勤務することができない場合 必要と認める日又は時間
 - (3) 天災その他の非常災害により次に掲げる場合その他これらに準ずる場合に該当するため勤務することができない場合 1週間以内で必要と認める

期間

ア 会計年度任用職員の現住居が滅失し、又は倒壊した場合

イ 会計年度任用職員及び当該会計年度任用職員と同一の世帯に属する者の生活に必要な水、食料等が著しく不足し、当該会計年度任用職員以外にこれらを確保することができる者がいない場合

- (4) 裁判員、証人、鑑定人、参考人等として国会、裁判所、地方公共団体の議会その他官公署に出頭する場合 必要と認める日又は時間
 - (5) 選挙権その他公民としての権利を行使する場合（被選挙権を行使する場合）
 - (6) 天災その他の非常災害又は交通機関の事故等に際して、退勤途上における身体の危険を回避するため勤務しないことがやむを得ないと認められる場合 必要と認める時間
 - (7) 年末年始の場合 12月29日から翌年1月3日まで（第9条の休日を除く。）
 - (8) 親族の喪に服する場合 別表第3に掲げる日数以内で必要と認める期間
 - (9) 結婚する場合 5日以内で必要と認める期間
 - (10) 国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日の場合当該休日
 - (11) 妊娠中又は出産後1年以内の会計年度任用職員が、母子健康手帳の交付を受けた後において、医師、助産師等の保健指導又は健康診査を受ける必要がある場合 妊娠満23週までは4週間に1回、妊娠満24週から満35週までは2週間に1回、妊娠満36週から出産までは1週間に1回、出産後1年まではその間に1回（医師等の特別の指示があった場合には、いずれの期間についてもその指示された回数）とし、1回につき1日以内で必要と認める時間
 - (12) 夏期における健康管理のため必要と認められる場合 別表第4に定める範囲内で必要と認める期間。ただし、7月1日以後、会計年度任用職員となった者は、任用の日に応じ、別表第5に定める範囲内で必要と認める期間
- 3 無給の特別休暇は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める期間とする。ただし、第1項の規定にかかわらず、第6号の規定（女性である会計年度任用職員が母子保健法（昭和40年法律第141号）第10条に規定する保健指導又は同法第12条に規定する健康診査に基づく指導事項を守るため勤務しないことがやむを得ないと認められる場合を除く。）は、1週間当たりの勤務時間が30時間以上又は1週間当たりの勤務日の日数が5日以上で、かつ2月を超える期間の定めにより勤務する会計年度任用職員のみ適用する。
- (1) 骨髄移植のための骨髄若しくは末梢血幹細胞移植のための末梢血幹細胞

の提供希望者としてその登録を実施する者に対して登録の申出を行い、又は配偶者、父母、子（民法（明治29年法律第89号）第817条の2第1項の規定により会計年度任用職員が当該会計年度任用職員との間における同項に規定する特別養子縁組の成立について家庭裁判所に請求した者（当該請求に係る家事審判事件が裁判所に係属している場合に限る。）であって、当該会計年度任用職員が現に監護するもの、児童福祉法（昭和22年法律第164号）第27条第1項第3号の規定により同法第6条の4第2号に規定する養子縁組里親である会計年度任用職員に委託されている児童及び同条第1号に規定する養育里親である会計年度任用職員（児童の親その他の同法第27条第4項に規定する者の意に反するため、同項の規定により、同法第6条の4第2号に規定する養子縁組里親として当該児童を委託することができない会計年度任用職員に限る。）に同法第27条第1項第3号の規定により委託されている当該児童を含む。以下同じ。）及び兄弟姉妹以外の者に、骨髄移植のための骨髄若しくは末梢血幹細胞移植のための末梢血幹細胞を提供する場合で、当該申出又は提供に伴い必要な検査、入院等のため勤務しないことがやむを得ないと認められる場合 必要と認める日又は時間

- (2) 出産する場合 その出産予定日以前8週間（多胎妊娠の場合にあつては、16週間）から出産後8週間を経過する日までの期間内で必要とする期間
- (3) 生後1年に達しない生児を育てる場合 1日2回以内とし、それぞれについて30分
- (4) 女性である会計年度任用職員が生理のため勤務が著しく困難である場合 1回について2日以内で必要とする期間
- (5) 公務上の負傷又は疾病のため療養する必要がある、その勤務しないことがやむを得ないと認められる場合 必要と認める期間
- (6) 負傷又は疾病のため療養する必要がある、その勤務しないことがやむを得ないと認められる場合（前2号に掲げる場合を除く。） 一の年度において90日の範囲内の期間
- (7) 中学校就学の始期に達しない子（配偶者（届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下同じ。）の子を含む。以下この号において同じ。）のある会計年度任用職員（1週間当たりの勤務日の日数が3日以上である会計年度任用職員であつて、6月以上継続して勤務しているものに限る。）が、その子の看護（負傷し、若しくは疾病にかかった当該子の世話又は疾病の予防を図るために必要な当該子の世話をを行うことをいう。）のため勤務しないことが相当であると認められる場合 一の年度において5日（当該子を2人以上養育する会計年度任用職員にあつては、10日）以内で必要と認める日又は時間（勤務日ごとの勤務時間が同一でない者にあつては、

勤務日 1 日当たりの平均勤務時間（全勤務日の勤務時間の合計を当該全勤務日の日数で除して得た時間（その時間に 1 時間未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた時間））に 5（当該子を 2 人以上養育する会計年度任用職員にあっては、10）を乗じて得た時間の範囲内で必要と認める時間）

- (8) 会計年度任用職員（被介護人（勤務時間条例第 8 条第 5 項に規定する被介護人をいう。以下同じ。）を介護する会計年度任用職員が被介護人の各々が介護を必要とする一の継続する状態にある間（以下「被介護人各々に係る一の被介護期間」という。）に初めて当該休暇の承認を請求した時点において、1 週間当たりの勤務日の日数が 3 日以上とされている会計年度任用職員であって、当該会計年度任用職員が広域連合の会計年度任用職員として、引き続き在職した期間が 1 年以上であり、かつ、当該被介護人各々に係る一の被介護期間において初めて当該休暇を使用しようとする日から起算して 93 日を経過する日から 6 月を経過する日までに、その任用期間（再度任用される場合にあっては、再度任用後のもの）が満了すること及び広域連合の会計年度任用職員として、引き続き任用されないことが明らかでないものに限る。）が被介護人を介護するため、勤務しないことが相当であると認められる場合 被介護人の各々が介護を必要とする一の継続する状態ごとに、180 日の期間を限度として必要と認める日又は時間
- (9) 被介護人の介護、被介護人の通院等の付添い又は被介護人が介護サービスの提供を受けるために必要な手続の代行その他の被介護人の必要な世話をを行う会計年度任用職員（1 週間当たりの勤務日の日数が 3 日以上とされている会計年度任用職員であって、6 月以上継続して勤務しているものに限る。）が当該世話をを行うために勤務しないことが相当であると認められる場合 一の年度において 5 日（当該被介護人が 2 人以上の場合にあっては、10 日）以内で必要と認める日又は時間（勤務日ごとの勤務時間が同一でない者にあっては、勤務日 1 日当たりの平均勤務時間（全勤務日の勤務時間の合計を当該全勤務日の日数で除して得た時間（その時間に 1 時間未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた時間））に 5（当該被介護人を 2 人以上介護する会計年度任用職員にあっては、10）を乗じて得た時間の範囲内で必要と認める時間）
- (10) 次のいずれにも該当する会計年度任用職員が被介護人を介護するため、被介護人の各々が当該介護を必要とする一の継続する状態ごとに、連続する 3 年の期間（当該被介護人に係る第 8 号に定める期間と重複する期間を除く。）内において 1 日の勤務時間の一部につき勤務しないことが相当であると認められる場合 当該連続する 3 年の期間内において、1 日につき 2 時間（当該会計年度任用職員について 1 日につき定められた勤務時間から 5 時

間 45 分を減じた時間が 2 時間を下回る場合にあっては、当該減じた時間）
を超えない範囲内で必要と認められる時間

ア 広域連合の会計年度任用職員として、引き続き在職した期間が 1 年以上である会計年度任用職員

イ 1 週間当たりの勤務日の日数が 3 日以上と定められている会計年度任用職員

(育児休業)

第 14 条 次の各号のいずれか（大阪府後期高齢者医療広域連合職員の育児休業等に関する条例（平成 19 年大阪府後期高齢者医療広域連合条例第 10 号。以下「育児休業条例」という。）第 2 条の 4 に規定する場合に該当する場合にあっては、第 1 号又は第 3 号）に該当する会計年度任用職員は、広域連合長の承認を受けて、当該会計年度任用職員の子を養育するため、当該子の養育の事情に応じ、同条例第 2 条の 3 各号に定める日（同条例第 2 条の 4 に規定する場合に該当する場合にあっては、2 歳に達する日）まで、育児休業をすることができる。

(1) 次のいずれにも該当する会計年度任用職員

ア 広域連合の会計年度任用職員として、引き続き在職した期間が 1 年以上である会計年度任用職員

イ その養育する子が 1 歳 6 か月に達する日（育児休業条例第 2 条の 4 に規定する場合に該当する場合にあっては、2 歳に達する日）までに、その任用期間（再度任用される場合にあっては、再度任用後のもの）が満了すること及び広域連合の会計年度任用職員として、引き続き任用されないことが明らかでない会計年度任用職員

ウ 1 週間当たりの勤務日の日数が 3 日以上とされている会計年度任用職員

(2) 育児休業条例第 2 条の 3 第 3 号に掲げる場合に該当する一般職非常勤職員（その養育する子が 1 歳に達する日（以下「1 歳到達日」という。）（当該子について当該会計年度任用職員がする育児休業の期間の末日とされた日が当該子の 1 歳到達日後である場合にあっては、当該末日とされた日）において育児休業をしている会計年度任用職員に限る。）

(3) その任用期間の末日を育児休業の期間の末日とする育児休業をしている会計年度任用職員であって、当該育児休業に係る子について、当該再度任用が行われ、又は当該任用期間の満了後に特定職に引き続き任用されることに伴い、当該任用期間の末日の翌日又は当該引き続き任用される日を育児休業の期間の初日とする育児休業をしようとする者

(部分休業)

第15条 広域連合長は、次の各号のいずれにも該当する会計年度任用職員が請求した場合において、公務の運営に支障がないと認めるときは、当該会計年度任用職員がその3歳に達するまでの子を養育するため1日の勤務時間の一部（2時間を超えない範囲内の時間に限る。）について勤務しないこと（以下「部分休業」という。）を承認することがある。

- (1) 広域連合の会計年度任用職員として、引き続き在職した期間が1年以上である会計年度任用職員
 - (2) 1週間当たりの勤務日の日数が3日以上と定められている会計年度任用職員
- 2 会計年度任用職員に対する部分休業の承認は、当該会計年度任用職員について定められた勤務時間の始め又は終わりにおいて、15分を単位として行うものとする。
- 3 会計年度任用職員に対する部分休業の承認については、1日につき、当該会計年度任用職員について1日につき定められた勤務時間から5時間45分を減じた時間を超えない範囲内（当該会計年度任用職員が第13条第3項第3号の規定による特別休暇（以下「育児時間」という。）又は育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律（平成3年法律第76号）第61条第32項において読み替えて準用する同条第29項に規定する介護をするための時間の承認を受けて勤務しない場合にあっては、当該時間を超えない範囲内で、かつ、2時間から当該育児時間又は当該介護をするための時間の承認を受けて勤務しない時間を減じた時間を超えない範囲内）で行うものとする。

（給与及び費用弁償）

第16条 会計年度任用職員の給与及び費用弁償は、大阪府後期高齢者医療広域連合会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例（令和2年大阪府後期高齢者医療広域連合条例第3号）の定めるところによる。

（退職）

第17条 会計年度任用職員が次の各号のいずれかに該当するときは、退職とする。

- (1) 任用期間が満了したとき。
 - (2) その者の都合により退職を申し出て、広域連合長が認めたとき。
 - (3) 死亡したとき。
- 2 会計年度任用職員がその者の都合により退職しようとするときは、退職を予定する日の2週間前までに文書をもって広域連合長に申し出なければならない。
- 3 会計年度任用職員が退職する場合において、任用期間、業務の種類、その事

業における地位、報酬、期末手当又は退職の事由（退職の事由が免職の場合にあっては、その理由を含む。）について証明書を請求した場合においては、広域連合長は、遅滞なくこれを交付するものとする。

（任用期間の満了）

第18条 広域連合長は、2回以上再度任用を行い、又は任用の日から起算して1年を超えて継続して勤務している会計年度任用職員の再度任用を行わない場合には、任用期間が満了する日の30日前までにその旨を予告しなければならない。ただし、あらかじめ任用期間の満了後に再度任用を行わないことを文書により明示している場合は、この限りでない。

2 前項の場合において、再度任用を行わない旨を予告した後、当該会計年度任用職員がその理由について証明書を請求した場合は、広域連合長は、遅滞なくこれを交付するものとする。任用期間の満了後においても、同様とする。

（服務及び懲戒）

第20条 会計年度任用職員の服務及び懲戒は、常勤の職員の例による。ただし、営利企業への従事制限は対象外とする。

（健康診断）

第21条 広域連合長は、1週間につき29時間以上、かつ、1年以上継続して勤務する会計年度任用職員に対し、労働安全衛生法（昭和47年法律第57号）第66条第1項の規定により、定期的に健康診断を実施する。

（災害補償）

第22条 会計年度任用職員の公務上の災害又は通勤による災害に対する補償については、大阪府後期高齢者医療広域連合議会の議員その他非常勤の職員の災害補償に関する条例（平成19年大阪府後期高齢者医療広域連合条例第11号）の定めるところによる。

（社会保険）

第23条 会計年度任用職員の社会保険の適用については、健康保険法（大正11年法律第70号）、厚生年金保険法（昭和29年法律第115号）、雇用保険法（昭和49年法律第116号）及び介護保険法（平成9年法律第123号）の定めるところによる。

（委任）

第24条 この規則に定めるもののほか、会計年度任用職員の勤務条件その他就業等に関し必要な事項は、広域連合長が別に定める。

附 則

（施行期日）

1 この規則は、令和2年4月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 この要綱の施行の際、現に大阪府後期高齢者医療広域連合非常勤嘱託員取扱要綱(平成29年6月9日制定)に基づき、非常勤嘱託員として任用され、引き続き会計年度任用職員として任用された者は、第3条第3項に規定する再度の任用の回数は1回とする。

別表第 1（第 12 条関係）

区分	日数
1 週間当たりの勤務日の日数が 5 日以上 の者	13 日
1 週間当たりの勤務日の日数が 4 日 の者	10 日
1 週間当たりの勤務日の日数が 3 日 の者	7 日
1 週間当たりの勤務日の日数が 2 日 の者	4 日
1 週間当たりの勤務日の日数が 1 日 の者	2 日

別表第 2（第 12 条関係）

区分	日数					
	勤続勤務年数が 1 年以上 2 年未満の場合	勤続勤務年数が 2 年以上 3 年未満の場合	勤続勤務年数が 3 年以上 4 年未満の場合	勤続勤務年数が 4 年以上 5 年未満の場合	勤続勤務年数が 5 年以上 6 年未満の場合	勤続勤務年数が 6 年以上の場合
1 週間当たりの勤務日の日数が 5 日以上 の者	13 日	13 日	14 日	16 日	18 日	20 日
1 週間当たりの勤務日の日数が 4 日 の者	10 日	10 日	10 日	12 日	13 日	15 日
1 週間当たりの勤務日の日数が 3 日 の者	7 日	7 日	8 日	9 日	10 日	11 日
1 週間当たりの勤務日の日数が 2 日 の者	4 日	4 日	5 日	6 日	6 日	7 日
1 週間当たりの勤務日の日数が 1 日 の者	2 日	2 日	2 日	3 日	3 日	3 日

別表第3（第13条関係）

死亡した者	日数
父母、配偶者、子	7日
祖父母、兄弟姉妹、父母の配偶者、配偶者の父母	3日

別表第4（第13条関係）

週勤務日数	付与日数
5日	5日
4日	4日
3日	3日

別表第5（第13条関係）

週5日勤務		週4日勤務		週3日勤務	
任用日	付与日数	任用日	付与日数	任用日	付与日数
7月 1日～ 7月18日	5日	7月 1日～ 7月23日	4日	7月 1日～ 7月31日	3日
7月19日～ 8月 5日	4日	7月24日～ 8月15日	3日	8月 1日～ 8月31日	2日
8月 6日～ 8月23日	3日	8月16日～ 9月 7日	2日	9月 1日～ 9月30日	1日
8月24日～ 9月11日	2日	9月 8日～ 9月30日	1日		
9月12日～ 9月30日	1日				